

医人材 ー 13
令和8年4月3日

県内看護師等学校養成所長 様

秋田県健康福祉部
医務薬事課医療人材対策室長
(公 印 省 略)

秋田県看護職員修学資金の貸与申請について (依頼)

本県の看護行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、県では、看護職員を目指す学生の修学を支援するとともに、県内看護職員の確保・定着を図るため、令和8年度秋田県看護職員修学資金の貸与を行います。

については、申請書類及び貸与制度に関する資料を送付しますので、貴学の学生に周知していただくとともに、貸与希望者の推薦について御協力くださるようお願いいたします。

なお、令和7年度から制度内容を変更しております。令和6年度以前の入学生の方は、旧制度の適用となりますので、御留意くださるようお願いいたします。

【送付内容】

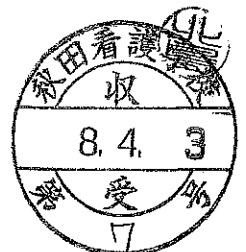
- 貸与希望者への配布書類
 - ・ 修学資金貸与申請書 (様式第1号)
 - ・ 修学生推薦調書 (様式第2号)
 - ・ 秋田県看護職員修学資金の貸与申請について
 - ・ 返還免除対象病院等一覧
 - ・ 秋田県看護職員修学資金リーフレット

- 学校養成所御担当者様への説明資料
 - ・ 貸与希望者推薦に当たっての注意事項

* 申請書提出期限 : 令和8年5月14日 (木) 必着

【担当】

秋田県健康福祉部医務薬事課
医療人材対策室 小林
TEL 018-860-1410



貸与希望者推薦に当たっての注意事項

学校養成所ご担当者様

- 1 令和7年度の秋田県看護職員修学資金貸与条例の改正により、返還免除対象施設の拡大(200床以上の病院を追加、改正前の免除対象施設以外の200床以上の病院)し、その免除要件期間を7年間としました。ただし、地方独立行政法人秋田県立病院機構県立リハビリテーション・精神医療センター及び県立循環器・脳脊髄センター、地方独立行政法人秋田県立療育機構県立医療療育センターは除きます。
また、訪問看護ステーションに就業する場合の実務経験の要件を廃止しました。
これについては、**令和7年度の入学生からの適用**となりますので、ご注意ください。
令和6年度以前の入学生で貸与を希望する場合は、令和6年度以前の条例により貸与となりますので、説明をお願いします。
- 2 推薦者数について
令和8年度も上限を設けませんが、推薦者全員が貸与を受けられるとは限りませんので御了承ください。
- 3 修士課程の貸与希望者について
推薦者には、修士課程の貸与希望者も含まれますが、修士課程貸与者への貸与額は高額ですので、審査において優先順位が高い場合であっても、予算上、貸与を受けられない場合があります。
- 4 申請書類の作成について
貸与希望者が申請書類を作成するに当たり、次の事項について御指導くださいますようお願いいたします。
 - 「申請理由」欄
具体的な施設等が挙げられない場合は、「県内の病院」「県内の200床以上の病院」「県内の200床未満の病院」といった記載でも差し支えありません。
 - 「家族の状況」欄
貸与希望者が独居であっても、実家で暮らしている家族を記載するよう指導してください。
 - 「電話番号」欄
貸与希望者本人及び保証人の連絡先を必ず記載するよう指導してください。
- 5 添付書類について
 - 住民票
貸与希望者と生計を同一にする家族全員の住民票(マイナンバーの記載のないもの)を提出するよう指導してください。
 - 世帯全員の所得金額を証する書類(所得証明書)
市町村役場から交付される「所得証明書」を提出することを基本としています。
住民票に記載された世帯員全員(未成年者・学生を除く。)の所得が記載された書類が必要となります。
貸与希望者本人に所得がある場合には、本人の所得を証する書類も必要となります。
世帯員のうち、年金受給者についても所得証明書の提出が必要です。
 - 入学試験の成績証明書
入学する学校養成所の入学試験の成績証明書となります。
貸与希望者が既に前年度以前から在学している場合は、前年度の成績証明書を添付してください。
入学試験の成績証明書を添付できない場合は、直近の在学していた高校等の成績証明書を添付してください。
- 6 申請期限について
申請書の提出期限は、**令和8年5月14日(木)**とします(医療人材対策室必着)。
貸与希望者には、学校養成施設が設定した期限までに提出するよう記載しておりますので、申請書類の確認等も考慮の上、提出期限を設定し、貸与希望者に周知をお願いします。

修学資金貸与申請書

修学資金貸与申請書		※決定	決定番号			
			貸与月額	円		
秋田県知事 様		申請者 <small>(ふりがな)</small> 氏名		年 月 日		
				年 月 日生		
秋田県看護職員修学資金の貸与について (申請)						
修学資金の貸与を受けたいので、秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。						
本 籍						
住 所					電話番号	
在学施設 (大学院)	名 称				現在学年	第 学年
	所 在 地					
	電話番号				(最終学年)	(第 学年)
授 業 料	年額	円	その他施設納付金 (実習費、教科書代等)	年額	円	
申 請 理 由		卒業後の就業希望施設 ()				
他に在学した養成施設(大学院)がある場合は、当該養成施設(大学院)の名称及びその在学期間					年 月 ~	年 月
当該施設在学中の秋田県看護職員修学資金の貸与の有無及びその期間			有・無		年 月 ~	年 月
家 族 の 状 況						
父母の住所				電話番号		
続柄	氏 名	年齢	職 業	勤務先又は学校名	同居又は別居の別	※所 得
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
保 証 人						
(ふりがな)					生年月日	年 月 日
氏 名					職 業	
本 籍					申請者との関係	
住 所					電話番号	

- (注) 1 ※印欄には、記入しないでください。
 2 「家族の状況」欄には、父母及びその同居親族(学生・生徒である兄弟姉妹については、別居している者を含む。)について、記入してください。

修 学 生 推 薦 調 書

修 学 生 推 薦 調 書			
養成施設	所在地		
	名称		
氏名及び 生年月日	年 月 日生	入学年月	年 月
		卒業予定年月	年 月
		現在学年	第 学年 (年課程)
<p>上記の者は、秋田県看護職員修学資金の修学生として適当と認められるので推薦します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">施設長 印</p> <p>秋田県知事 様</p>			

秋田県看護職員修学資金の貸与申請について

(貸与希望者向け)

1 申請期限について

秋田県内の学校に在学している方は、学校が指定する日までに申請してください。

秋田県外の学校に在学している方は、5月14日(木)までに秋田県医療人材対策室あて書類を郵送してください。

2 修学資金貸与申請書(様式第1号)の記載方法について

申請書を作成するに当たり、次の事項について御注意ください。

(1)「申請理由」欄

卒業後の就業希望施設に、返還免除対象病院等一覧に記載のない施設等を記載した場合、優先順位が同位の希望者と比べて、不利となる場合があります。

なお、具体的な施設等が挙げられない場合は、「県内の200床未満の病院」といった記載でも差し支えありません。

(2)「家族の状況」欄

申請者と生計を共にする家族について記載してください。

別居していても、生計を共にする場合(仕送り等)は記入が必要です。

(3)「電話番号」欄

貸与希望者本人、及び保証人の連絡先を必ず記入してください。

3 提出書類について

申請に当たっては、以下の書類が必要となります。

(1) 修学資金貸与申請書(様式第1号)

(2) 修学生推薦調書(様式第2号)

⇒在学している学校へ作成を依頼してください。

(裏面もご確認ください)

(3)住民票

⇒申請者及び申請者と生計を共にする家族全員の住民票を提出してください。
なお、個人番号（マイナンバー）の記載の省略された住民票としてください。

(4)世帯全員の所得金額を証する書類(所得証明書)

⇒市町村役場から交付される「所得証明書」を提出することを基本としています。
住民票に記載された世帯員全員（未成年者・学生を除く）の所得が記載された書類が必要です。
申請者本人に所得がある場合には、本人の所得を証する書類も必要となります。
世帯員のうち、年金受給者についても所得証明書の提出が必要です。

(5)入学試験の成績証明書

⇒入学する学校養成施設の入学試験の成績証明書の提出が必要となりますので、
学校養成施設の学生担当に相談してください。
入学試験の成績証明書を添付できない場合は、直近の在学していた高校等の
成績証明書を添付していただきますので、出身校から交付を受ける必要があります。
なお、前年度以前から在学している場合は、前年度の成績証明書を提出してください。

4 貸与決定について

申請者世帯の生計状況（所得及び家族構成により想定される支出）や成績等を基準とした審査を行います。

なお、予算の範囲内において貸与者を決定することから、希望者全員が貸与を受けられるとは限りません。

貸与の決定については、6月末頃に申請者に通知します（貸与該当・非該当ともに）。
御不明な点等ございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

〒010-8570

秋田市山王四丁目1-1

秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室 小林

TEL 018-860-1410

(参考) 秋田県看護職員修学資金制度について

1 目的

看護師等学校養成所に在学する者で、将来県内の特定施設等において看護職員の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、修学を支援するとともに、県内の看護職員の充足を図ることを目的とする。

2 貸与の対象者

看護職員を養成する大学、短期大学又は専修学校等に在学する者で、卒業後直ちに県内の特定施設等で看護職員の業務に従事しようとする意思を有する者。

3 貸与月額

大学院生 : 〔国内〕 83,000 円 〔国外〕 200,000 円
保健師・助産師・看護師学校養成所在学生 : 〔国公立〕 32,000 円 〔私立〕 36,000 円
准看護師学校養成所在学生 : 〔国公立〕 15,000 円 〔私立〕 21,000 円

4 貸与期間等

貸与開始から在学する学校養成所を卒業するまでに通常要する期間、月払いにて貸与を行います。

5 保証人

貸与を受けようとする者は、保証人を一人立てなければなりません。

保証人は、貸与を受けた者と連帯して、契約書に定める極度額の範囲内において債務を負います。

6 貸与契約の解除等

次のいずれかに該当したときは、貸与契約が解除されます。

- ・退学したとき
- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ・学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

なお、休学したとき、又は停学の処分を受けた期間は修学資金の貸与を休止します。

7 修学資金の返還

次のいずれかに該当したときは、その事実が生じた時から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は最長半年賦の均等方式により返還しなければなりません。

- ・ 貸与契約が解除されたとき
 - ・ 卒業した日から1年6か月以内に免許を取得しなかったとき
 - ・ 免許取得後直ちに県内の特定施設等で業務に従事しなかったとき
 - ・ 県内の特定施設等において業務に従事したが、返還の債務が免除される前に、退職等したとき
- また、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞利息を払わなければなりません。

8 返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、返還の債務の履行が猶予されます。

- ・ 貸与契約が解除された後も、引き続き当該学校養成所に在学しているとき
- ・ 当該学校養成所卒業後さらに他種の学校養成所において修学しているとき
(他種とは、准看護師・看護師・保健師・助産師のいずれかを指す。)
- ・ 県内の特定施設等において業務に従事しているとき
- ・ 災害疾病その他やむを得ない事由があるとき

9 返還の免除

学校養成所を卒業した日から1年6か月以内に免許を取得し、直ちに県内の特定施設等に就業し、引き続き5年間または7年間業務に従事したときは、返還の債務の全部を免除します。

次のいずれかに該当するときは、申請により、返還の債務の全部又は一部を免除します。

- ・ 死亡又は心身の故障により、業務を継続することができなくなったとき
- ・ 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年に満たないときは2年）以上県内の特定施設等において業務に従事したとき

※ 県内の特定施設等 については、別紙「返還免除対象病院等一覧」を参照してください。

■返還免除対象病院等一覧(R8.4.1現在)

一定期間の業務従事により返還が免除される『県内の特定施設等』は、次のとおりです。

- ①一般の診療所
- ②病院(地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置したもの以外)
※病床数により業務従事期間が異なります。200床未満:免除要件期間5年間、200床以上:免除要件期間7年間
- ③精神病院(精神病床が8割以上を占める病院)
- ④老人病院(平成12年改正前の医療法による特例許可老人病院)
- ⑤独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
- ⑥介護老人保健施設
- ⑦介護医療院
- ⑧訪問看護事業所
- ⑨地域保健法第24条第2項第1号に規定する特定町村
※助産師として就業する場合は、地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置した病院を除く全ての病院が返還免除対象となり、免除要件期間は5年間になります。

<免除要件期間5年間>

病院名		所在地	病院名		所在地
② 200 床 未 満 の 病 院	1 細谷病院	秋田市	② 200 床 未 満 の 病 院	26 佐藤病院(由利本荘市)	由利本荘市
	2 土崎病院			27 本荘第一病院	
	3 笠松病院			28 由利本荘医師会病院	
	4 御野場病院			29 象潟病院	にかほ市
	5 秋田東病院			30 花園病院	大仙市
	6 清和病院			31 大曲中通病院	
	7 加藤病院			32 市立大曲病院	仙北市
	8 小泉病院			33 市立角館総合病院	
	9 五十嵐記念病院			34 市立田沢湖病院	横手市
	10 大湯リハビリ温泉病院	35 市立横手病院			
	11 鹿角中央病院	36 市立大森病院	湯沢市		
	12 かづの厚生病院	37 雄勝中央病院			
	13 独立行政法人労働者健康安全機構 秋田労災病院	38 佐藤病院(湯沢市)	雄勝郡羽後町		
	14 大館記念病院	39 羽後町立羽後病院			
	15 今井病院	大館市	③ 精 神 病 院	40 秋田回生会病院	秋田市
	16 東台病院			41 秋田緑ヶ丘病院	
	17 大館市立扇田病院			42 今村病院	能代市
	18 鷹巣病院			43 島田病院	
	19 能代病院			44 菅原病院	
	20 独立行政法人地域医療機能推進機構 秋田病院	能代市	45 横手興生病院	横手市	
	21 能代山本医師会病院		④ 老 人 病 院	46 外旭川病院	秋田市
	22 森岳温泉病院	47 杉山病院		湯上市	
	23 藤原記念病院	48 協和病院		大仙市	
	24 男鹿みなど市民病院	男鹿市	⑤	49 独立行政法人国立病院機構 あきた病院	由利本荘市
	25 湖東厚生病院	南秋田郡八郎潟町			

<免除要件期間7年間>

病院名		所在地	病院名		所在地
② 200 床 以 上 の 病 院	1 大館市立総合病院	大館市	② 200 床 以 上 の 病 院	7 秋田赤十字病院	秋田市
	2 北秋田市民病院	北秋田市		8 中通総合病院	
	3 能代厚生医療センター	能代市		9 中通リハビリテーション病院	
	4 秋田大学医学部附属病院	秋田市		10 由利組合総合病院	由利本荘市
	5 地方独立行政法人 市立秋田総合病院			11 大曲厚生医療センター	大仙市
	6 秋田厚生医療センター			12 平鹿総合病院	横手市

秋田県看護職員修学資金 貸与希望者を募集します！



将来看護職員として秋田県内で働くことを希望する看護学生に修学資金を貸与します。資格取得後に県内の医療機関等で一定期間勤務すれば、返還が免除となります。

<貸与月額>

- 大学院生
(国内) 83,000円 (国外) 200,000円
- 保健師・助産師・看護師学校養成所在学生
(国公立) 32,000円 (私立) 36,000円

<返還が免除となる施設と期間>

勤務期間	勤務施設
5年間	①一般診療所 ②200床未満の一般病院 ③精神病院 ④旧老人病院 ⑤国立病院機構の設置する医療機関 ⑥介護老人保健施設 ⑦介護医療院 ⑧訪問看護事業所 等
7年間	200床以上の一般病院

大学病院も対象
となります！

<お問い合わせ>

秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室
TEL:018-860-1410 FAX:018-860-3883
メール:ishikakuho@pref.akita.lg.jp

